

# レスキューに関する規定

学校関係者の管轄下にある、交代要員の運搬や、レスキュー、コーチ、サポート等を目的として、大会主催者側に出艇申告を行った艇を支援艇という。(ただし運営艇を除く)

このうちレース委員会と直接交信可能な無線機及びレスキューフラッグを有し、自校の競技艇の安全および自校関係者の管轄下にある支援艇の運航に主たる責任を負う艇をレスキュー艇という。レスキュー艇は「レスキューに関する規定」全文に従わなければならない。また、自校関係者の管轄下にあるチーム・ボートに直接連絡できる手段を持たなくてはならない。

レスキュー艇以外の支援艇を、チーム・ボートといい、レスキュー艇およびレース艇との接触が認められる。チーム・ボートは、次の項のみに従えばよい。

緊急時、レスキュー艇だけでは対処できないと思われる状況では、チーム・ボートは、レース委員会からの救助活動の要請又は自発的判断によりレスキューフラッグの掲揚なしでレスキュー活動を行うことができる。その際、レース委員会からの救助要請、自発的な救助前の承諾、緊急救助後の事後承諾など、チーム・ボートとレース委員会との連絡は、レスキュー艇を介して行う。

観戦、応援等を目的とした(学校関係者の管轄下にある)大会主催者側に出艇申告を行っていないすべての艇を観覧艇という。観覧艇はレース艇に対する声援以外の支援及び運営艇との接触は認められない。

## 1. 一般事項

- 1-1 レスキュー艇はあらゆる海況を想定し、安全かつ迅速に人命を救助できるものとする。
- 1-2 各校は救助練習を行い、万全の体制を確立すると同時に、熟練した船長を乗船させ、救助中の安全並びに迅速化を図らなければならない。レスキュー運行中の全責任は、当該船舶の船長にある。
- 1-3 使用するレスキュー艇およびチーム・ボート艇数は制限しない。各校の技量に応じたレスキュー体制を、各校の判断と責任において構成しなければならない。
- 1-4 使用するレスキュー艇を運航する場合、関連法令を遵守しなければならない。
- 1-5 大会の主催者並びにレース委員会は、各校が講じたレスキュー体制の不備により生じた事故、及びレスキュー活動中に起こした事故に対し、一切の責任を負わない。
- 1-6 レース委員会は、この規定に違反した学校に対して、出場を拒否するかその他の措置をとることができる。
- 1-7 レスキュー艇の乗員規制は定員数の  $1/2+1$  名以下とする。また、定員 4 名のレスキュー艇にあつては「乗員 2 名」、定員 5 名以上のレスキュー艇にあつては、「3 名以上かつ定員の  $1/2+1$  名以下の乗員」とする。

## 2. 届出及び申告

- 2-1 各校は所定の書式にて、使用するレスキュー艇を予めレース委員会に届出しなければならない。
- 2-2 出艇および帰着申告は、必ず行わなければならない。

## 3. 携帯備品

- 3-1 レース委員会により貸与された赤色旗(各校別 No.付)。尚、赤色旗はデッキから最低 2m、キャビンから 1m 以上の高さに掲げなければならない。
- 3-2 関連法令に定められた安全および必要備品。
- 3-3 レスキュー活動に必要な用具・備品、及び緊急時に必要な備品など。
- 3-4 通信可能な国際 VHF 無線機。

#### 4. 運航

- 4-1 レスキュー艇は、レース艇が出艇から帰着までの間、何時でも臨機かつ迅速に、レスキュー活動ができるようにしておかなければならない。
- 4-2 運航中（救助中を含む）、各校のレスキュー艇に積まれている国際 VHF 無線機及び携帯電話を、海上本部および運営レスキュー艇と、常に交信できる状態に維持しなければならない。国際 VHF 無線機での通信に不具合が生じた場合、近くの運営艇に申し出ること。
- 4-3 各校のレスキュー艇は、自己の監視責任において、自校のレース艇が危険な状態にあるか否か、レースを続行しているか否かを、常に監視していなければならない。
- 4-4 各レスキュー艇は自校の関連する艇が、  
(a) 沈をした場合  
(b) 危険な状態にある場合  
(c) その他救助が必要な場合  
には、運営レスキュー艇に連絡を取らなければならない。
- 4-5 各レスキュー艇は緊急の場合を除き、レース中にレース委員会が指定した海面に入ってはならない。（帆走指示書参照）
- 4-6 レース中のレース海面への入場手続き  
(a) 学校名、クラス、エントリーナンバー等の内容を運営艇に申告する。  
(b) 許可を得た後、赤色旗を揚げ、救助活動を行う。（赤色旗掲揚が活動中の目安である。）  
(c) 必要に応じ、経過報告を行う。  
(d) 運営艇に終了報告を行う。（赤色旗降下が活動終了の目安である。）
- 4-7 何らかの理由により（4-6 レース中のレース海面への入場手続き）がとれない場合、又は、緊急を要する場合は、直ちに救助活動を行うこと。この場合、できるだけ早く運営艇に連絡すること。

#### 5. レスキューチェック

- 5-1 レスキューチェックは、原則として当日のスタート予告信号以前に、指定した運営レスキュー艇にて行う。
- 5-2 レスキューチェックの仕方  
(a) 自校のレース艇全艇がレース海面に安全に到着した上で、指定した運営レスキュー艇に近づく。（無線での申告は行わない。）  
(b) 運営レスキュー艇から「チェックを行う大学」を口頭で連絡する。  
(c) 搭載備品の視認（以下の備品を順次掲げること。）  
① アンカー・シート・パドル  
② ライフジャケット・シーマーカー・バケツ  
③ 浮環・黒球・ワイヤーカッター  
確認された否かは、運営レスキュー艇側で手を挙げる。備品の確認終了後、定員数、乗員数を報告した後、運営レスキュー艇から離れ赤色旗を降下し、「4. 運航」の状態へ移行すること。尚、レスキュー艇の乗員規制は1-7記載のとおりとし、チーム・ボートは定員数以内とする。  
(d) 無線チェック  
全レスキュー艇のチェック終了後、運営レスキュー艇から各大学のレスキュー艇に対し無線チェックを実施する。
- 5-3 何らかの救助活動により、レスキューチェックに遅れる場合は、その旨を運営艇に連絡すること。